



2025 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 日 本 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員
永 野 恵 一
(コード番号 7287 東証スタンダード)
問 合 せ 先 事 業 管 理 本 部 常 務 執 行 役 員
加 瀬 辰 雄
T E L (0 2 5 8) 2 4 - 3 3 1 1

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、日本精機株式会社従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）に対し第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 7 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 225,000 株 (注)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,545 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	347,625,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法による
(6) 処 分 予 定 先	日本精機株式会社従業員持株会
(7) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします

(注) 本持株会は、2025 年 7 月 31 日開催予定の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて本持株会の会員資格のある当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して本持株会への入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、上記「処分する株式の数」及び「処分価額の総額」は最大値であり、入会プロモーション終了後の持株会加入者数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の保有を通じて、従業員一人ひとりが当社の中長期的な企業価値向上に直接関与している意識を高めることを主たる目的として、本持株会に加入する従業員（以下、「会員」といいます。）に対し特別奨励金を支給し、本特別奨励金をもって本持株会が当社普通株式を取得するインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは、当社グループが会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。

処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 225,000 株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2025 年 3 月 31 日時点）	58,471,299 株	0.38%
総議決権個数（2025 年 3 月 31 日時点）	573,021 個	0.39%

【本スキームの仕組み】

- ① 当社グループは会員に特別奨励金を支給する。
- ② 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出する。
- ③ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込みを行う。
- ④ 当社は本持株会に対して自己株式を処分する。
- ⑤ 自己株式の処分により本持株会に割当てられた当社普通株式は、本持株会が持株会実務を委託している三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、本持株会の会員持分として配分・管理される。



※ 会員は、自身の単元株相当の当社普通株式については個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分は、本スキームの実施を目的としております。処分金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 7 月 30 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,545 円としております。これは当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、2025 年 7 月 30 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,545 円の、東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1 か月 (2025 年 6 月 30 日～2025 年 7 月 30 日)	1,476 円	4.67%
3 か月 (2025 年 4 月 30 日～2025 年 7 月 30 日)	1,371 円	12.69%
6 か月 (2025 年 1 月 31 日～2025 年 7 月 30 日)	1,251 円	23.50%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役5名全員（うち社外取締役である監査等委員4名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上